

八幡浜地区施設事務組合議会傍聴規則

〔 昭和 4 4 年 9 月 3 0 日
議 会 規 則 第 2 号 〕

改正 昭和59年 6月 6日議会規則第2号 平成 3年12月11日議会規則第2号

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

第 3 条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴者名簿に記入しなければならない。

2 一般席で会議を傍聴しようとする者が団体である場合には、代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の氏名及び年齢、傍聴する者の人員を傍聴者名簿に記入しなければならない。

第 4 条 銃器その他危険なものを持っている者、又は酒気を帯びていると認められる者、その他議長において取締り上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第 5 条 傍聴人は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 帽子、外套、襟巻の類を着用しないこと
- (2) 傘、杖、下駄、プラカードの類を携帯しないこと
- (3) 喫煙、飲食をしないこと
- (4) 騒ぎ立て、会議の進行を妨害するような行為をしないこと
- (5) 会議の言論に対し、批評又は可否を表し、あるいは拍手、放歌等の行為をしないこと

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

第 7 条 傍聴人が、本規則に違反したときは、議長はこれを退場させ、必要があると認めたときは、警察官に引き渡すことができる。

第 8 条 議長が取締り上、その必要があると認めたときは、本規則に規定しない場合においても、適宜の措置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。